

(案)
業 務 契 約 書

支出負担行為担当官 東北森林管理局長 大政 康史（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）は、令和7年度国有林林道施設点検管理業務（秋田県）（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

契 約 条 項

（実施する業務）

第1条 発注者は、次の業務の実施を受注者と契約し、受注者はその成果を発注者に報告するものとする。

（1）業務名 令和7年度国有林林道施設点検管理業務（秋田県）

（2）業務の内容等

国有林林道施設点検管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び令和7年度国有林林道施設点検管理業務（秋田県）内訳書（以下「内訳書」という。）のとおり。

（3）履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月19日まで

（業務の遂行）

第2条 受注者は、契約した業務を仕様書および内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

（契約金額）

第3条 発注者は、業務に要する費用として、金 〇〇〇〇〇〇〇〇 円（うち消費税及び地方消費税額 金 〇〇〇〇〇〇 円）を支払うものとする。受注者は、契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。

2 当該内容を変更するときは、第15条の定めによる。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第5条 受注者は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

2 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を得なければならない。
- 4 再委託する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する金額の限度額 50 パーセント以下であり、かつ、100 万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(業務計画書の提出)

第6条 受注者は、この契約締結後 14 日以内に仕様書及び内訳書に基づいて、業務計画書を発注者に提出しなければならない。

(完了報告)

第7条 受注者は、業務が終了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、業務の結果を記載した完了報告書及び関係付属書類を発注者に提出するものとする。

(検査)

第8条 発注者は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

第9条 発注者は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めたときは、受注者に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第10条 発注者は、前条の規定により、受注者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

- 2 発注者は、受注者の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。
- 3 受注者は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を発注者に提出するものとする。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(前金払)

第11条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第12条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第13条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(業務の中止等)

- 第14条 受注者は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務中止（廃止）申請書を発注者に提出し、発注者及び受注者が協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第8条から第10条の規定に準じ精算するものとする。

(業務の変更)

第 15 条 発注者は、前条に規定する場合を除き、仕様書及び内訳書に記載された業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合に、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して契約の変更を行うものとする。

3 第 1 項の場合において受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、賠償額については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

第 16 条 発注者は、受注者がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を受注者に請求することができる。

(違約金)

第 17 条 発注者は、前条の規定により契約を解除するときは、受注者に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

(業務内容の調査)

第 18 条 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、事業の実施状況、経費の使途その他の必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、受注者はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第 19 条 受注者は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第 20 条 受注者は、この業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又

は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第 23 条 別紙 1 のとおり

(疑義の解決)

第 24 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

上記の契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び仕様書によって公正な業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本契約書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

(発注者) 秋田県秋田市中通 5 丁目 9-16
支出負担行為担当官
東北森林管理局長 大政 康史

(受注者)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

国有林林道施設点検管理業務仕様書

1. 目的

本業務は、国有林林道において、交通安全確保の視点に立った林道施設の状況、交通安全施設の整備状況等に関する調査・点検を行い、林道交通安全対策に万全を期することを目的とする。

2. 一般事項

本業務は、林道を構成する路体（橋梁・擁壁等の構造物を含む）、排水施設、法面、標識類等について総合的に点検を行うことを基本とする。

点検は目視以外に、構造物等の異常、破損等状況の有無を把握するために、必要に応じて点検ハンマー、ノギス、スランートルール、リボンロッド、ポール等の点検器具を使用するなどし、点検結果をより具体的に取りまとめられるよう点検すると共に、点検した内容を林道等調査・点検野帳（様式7）により取りまとめ、点検結果の分析及び対応策、技術的提案の検討結果等について報告を行う。

また、記録写真にはテープ表示し、詳細部は写真を拡大するなどわかりやすくすること。

本業務は、別添1「国有林林道施設点検管理業務 内訳書」及び本仕様書に基づき実施するものとし、内訳書及び本仕様書に該当する事項について森林管理局及び各森林管理（支）署と各々十分に打ち合わせを行うものとする。

3. 点検調査内容等

(1) 調査対象路線

調査対象路線は、別添2「国有林林道施設点検管理業務 対象路線」によるものとする。

(2) 施設点検調査

①路面、路体の状況

降水及び浸透水等により、陥没、流出、崩壊や風倒木等の発生している箇所がないか、また、それらが発生する恐れがないかについて調査する。

②法面の浮石、崩壊等の状況

降水及び浸透水等により、法面に浮石や崩壊が発生していないか、また、発生する恐れがないか調査する。

③橋梁のコンクリートや鋼材の劣化状況

橋台等にクラック、劣化、破損等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか対象路線内の全ての橋梁について調査する。なお、調査結果の詳細については、橋梁点検調査表（様式9）に記載すること。

④擁壁の安定状況等及び法面保護工（落石防止網等）機能の発現等の状況

亀裂、劣化、転倒、網の損傷等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか調査する。

⑤溝渠・暗渠の管及び呑口、吐口の状況

流下した土砂、立木、枝条等により閉塞及び損傷の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか対象路線内の全ての溝渠・暗渠について調査する。なお、調査結果の詳細については溝渠点検調査票（様式8）に記載すること。

⑥安全施設、安全標識の設置等の状況

視界不良の原因となる草本類、カーブミラーの損傷や傾きなどの箇所はないか、また、発生する恐れがないか調査する。併せて、視界確保及び安全走行上必要な施設を調査する。

(3) 対策の検討

調査結果を取りまとめ、林道交通安全の観点から、林道施設の維持管理及び安全施設の整備等について、当面必要な対策及び中長期的な対応について提案をする。

(4) 豪雨等により林道が損傷し車両の通行が不能となった場合には、その地点を調査の終点とする。

(5) その他維持管理

点検調査の際、対応可能な軽微な林道施設の維持管理及び安全施設の整備等について、必要に応じて補修及び刈り払いを行うこととする。

4. 調査報告書等

外業（点検作業）が終了したときは、点検延長や点検施設数等、実行数量についてとりまとめ、速やかに監督職員へ報告すること。

調査結果をとりまとめ、業務実施結果報告書を作成する。業務実施結果報告書には、業務日誌、林道等調査・点検野帳等及び点検写真帳を添え、報告内容に林道施設の維持管理及び安全施設の整備等に関する当面必要な対策及び中長期的な対応についての提案を含むものとする。作成部数は、紙及び電子媒体でそれぞれ2部（1部は署単位で作成）とする。

作成が完了したら、対象路線を管轄する森林管理署等の林道担当者へ業務実施結果報告書により調査結果等を報告、確認を受け、対象全署からの確認を受けたら、局へ完了報告書を添え業務実施結果報告書を提出するものとする。

また、点検調査の際、森林管理局、署等が別途中間報告を求める場合がある。

5. その他

自然災害等の不測の事態が発生した場合にあっては、森林管理局署等が別途指示を行う場合がある。

滞在して業務を行う場合の宿泊費の取扱いについて、宿泊費は、原則として「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知）に準じて積算、また設計変更するものとする。宿泊費基準額を上限とした実費支給であり、設計変更時に官積算額と実費額の比較をおこなうことから、設計変更時点までに宿泊実績報告書（様式1）及び実際に支払った証明書類（領収書等）を監督職員に提出するものとする。

様式1

宿泊実績報告書				
滞在期間	宿泊日数 (日)	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
R7. 4. 1～4. 7	6	10,000	60,000	
R7. 5. 1～5. 6	5	12,000	60,000	
計	11		120,000	

林道の位置の確認や資料作成のための貸与図面として国有林野施業実施計画図を下記に示す東北森林管理局ホームページの該当ページからダウンロードできるので必要に応じて利用すること。

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/kokuyuurinzumen.html>

別添1

令和7年度 国有林林道施設点検管理業務(秋田県)内訳書

業務	数量	単位	備考
施設点検管理業務	1	式	
施設点検	123	路線	別添2 対象路線のとおり
報告書作成	2	部	電子データ含む
計			

署等	林道名	点検延長(m)	点検施設			点検時間	移動距離(m)				点検対象橋梁等	備考
			橋梁等	溝渠	その他		高速道路	一般道	林道	計		
米代東部署	上大沢	3,600	0	11	2	1.26		29,400	3,600	33,000		
	大悪木沢	1,060	0	3	1	0.37		0	1,060	1,060		上大沢から分岐
	毛土ノ沢	900	0	3	0	0.31		0	900	900		上大沢に接続
	上田沢	1,100	0	3	1	0.37		0	1,100	1,100		上大沢に接続
	摩当	4,768	1	14	2	1.92		1,800	4,768	6,568	滝の沢橋	上大沢から
	割沢(鷹巣)	1,600	0	5	1	0.57		0	1,600	1,600		摩当に接続
	弥兵工沢	990	0	3	0	0.32		0	990	990		摩当に接続
	檜沢	900	0	3	0	0.31		0	900	900		摩当に接続
	岩ノ目沢	2,700	0	8	1	0.90		16,400	2,700	19,100		摩当から
	湯の岱	1,700	0	5	1	0.58		1,400	1,700	3,100		岩ノ目沢から
	坊川	6,875	0	21	3	2.36		9,300	6,875	16,175		湯の岱から
	ホロタキ沢	300	0	1	0	0.10		0	300	300		坊川に接続
	弥右工門沢	902	0	3	0	0.31		0	902	902		坊川に接続
	奥見内	4,375	0	13	2	1.48		5,700	0	5,700		坊川から
	平田沢	400	1	1	0	0.44		400	400	800	平田沢橋	奥見内に接続
	百割沢	1,000	0	3	1	0.37		0	1,000	1,000		奥見内に接続
	門ヶ沢	1,320	0	4	1	0.47		0	1,320	1,320		奥見内に接続
	牛沢(七日市)	1,200	0	4	1	0.46		1,900	1,200	3,100		奥見内終点から
	多々羅沢	1,000	0	3	1	0.37		0	1,000	1,000		牛沢(七日市)に接続
	葛黒	3,774	0	11	2	1.27		2,600	0	2,600		牛沢(七日市)から
	下初森	400	1	1	0	0.44		0	400	400	初森橋	葛黒に接続
	水無沢	3,220	0	10	2	1.15		0	0	0		葛黒に接続(通り抜け)
	仙戸石	4,600	0	14	2	1.57		1,600	4,600	6,200		水無沢から
	寒沢	800	2	2	0	0.89		0	800	800	寒沢1号橋、寒沢2号橋	仙戸石に接続
	小湯津内	1,800	0	5	1	0.59		1,200	1,800	3,000		仙戸石から
	笹原沢	1,080	0	3	1	0.37		0	1,080	1,080		小湯津内に接続
	松沢(七日市)	3,700	6	11	2	3.26		3,500	3,700	7,200	畑の沢橋、矢杉沢橋、大ウルシ沢橋、本流橋、中橋、テド橋	小湯津内から
	滝の沢(七日市)	895	1	3	0	0.64		0	895	895	滝の沢橋	小湯津内に接続
	大舟木	200	3	1	0	1.10		4,000	200	4,200	上舟木橋、葡萄沢橋、備後橋	松沢(七日市)から
	ブドウ沢	810	0	2	0	0.22		0	810	810		大舟木に接続
	小舟木沢	2,100	0	6	1	0.69		900	2,100	3,000		大舟木から
	今泉	1,900	2	6	1	1.34		22,800	1,900	24,700	今泉3号橋、今泉4号橋	小舟木沢から
	滝の沢(鷹巣)	100	0	0	0	0.01		0	100	100		今泉に接続
	松沢(鷹巣)	300	1	1	0	0.44		7,300	300	7,600	割沢橋	滝の沢(鷹巣)から
	綴子	1,100	0	3	1	0.37		14,900	1,100	16,000		松沢(鷹巣)から
	不動沢	1,500	0	5	1	0.57		0	1,500	1,500		綴子に接続
	海老沢	350	0	1	0	0.11		0	350	350		綴子に接続
	大舟沢	1,900	1	6	1	1.01		4,600	1,900	6,500	大舟3号橋	綴子から
	糠沢	2,700	0	8	1	0.90		2,500	2,700	5,200		大舟沢から
	弥助沢	1,010	0	3	1	0.37		0	1,010	1,010		糠沢に接続
	善兵工沢	2,070	0	6	1	0.69		0	2,070	2,070		糠沢に接続
	高仮戸沢	1,000	0	3	1	0.37		0	1,000	1,000		糠沢に接続
	東又	5,095	1	15	3	2.07		0	5,095	5,095	東又7号橋	糠沢に接続
	鍋越沢	800	0	2	0	0.22		0	800	800		東又に接続
	タイコ沢	960	0	3	0	0.31		0	960	960		東又に接続
	日影沢	1,900	0	6	1	0.68		0	1,900	1,900		東又に接続
	早口林道味噌内支線	7,977	0	24	4	2.73		21,800	7,977	29,777		糠沢から
	割平	390	0	1	0	0.11		0	390	390		早口林道味噌内支線に接続
	平滝	5,937	0	18	3	2.05		0	5,937	5,937		早口林道味噌内支線に接続
	蛭沢千歳	960	0	3	0	0.31		0	960	960		早口林道味噌内支線に接続
	十ノ瀬	1,500	0	5	1	0.57		0	1,500	1,500		早口林道味噌内支線に接続
	ツガル沢	750	0	2	0	0.22		0	750	750		早口林道味噌内支線に接続
	駒川	420	0	1	0	0.11		0	420	420		早口林道味噌内支線に接続
	上の沢	1,860	0	6	1	0.67		1,500	1,860	3,360		平滝終点から
中の沢(岩野目)	1,900	0	6	1	0.68		200	1,900	2,100		上の沢から	
中の滝	800	0	2	0	0.22		0	800	800		中の沢(岩野目)に接続	
雨池	1,840	0	6	1	0.67		0	1,840	1,840		中の沢(岩野目)に接続	
早口林道薄市支線	5,859	3	18	3	3.04		2,700	5,859	8,559	一の渡橋、二の渡橋、三の渡橋	早口林道味噌内支線から	
寄沢	1,600	0	5	1	0.57		0	1,600	1,600		早口林道薄市支線に接続	
五合瀬沢	1,070	0	3	1	0.37		0	1,070	1,070		早口林道薄市支線に接続	
早口林道高祖支線	1,600	0	5	1	0.57		1,600	1,600	3,200		早口林道薄市支線から	
白岩沢	300	0	1	0	0.10		0	300	300		早口林道高祖支線に接続	
早口	16,864	16	51	8	11.11		260	0	260	下めんどり橋、上めんどり橋、下おんどり橋、上おんどり橋、よぼ滝橋、大倉沢橋、矢櫃沢橋、早口川橋、早口川大橋、砥沢橋、付替橋、黒滝沢橋、湯の沢橋、小滝沢橋、笹堀橋、オツ沢橋	早口林道高祖支線から	
早口林道小高四郎支線	740	0	2	0	0.22		0	740	740		早口に接続	
大割沢	730	0	2	0	0.22		0	730	730		早口に接続	
田代・相馬線	8,151	4	24	4	4.08		0	0	0	山白沢橋、上山白沢橋、早口川三号橋、早口川四号橋	早口に接続	
岩瀬	21,806	3	65	11	8.42		0	0	0	下赤倉橋、荒沢橋、上澄川橋	田代・相馬線に接続	
岩瀬林道露原支線	1,500	4	5	1	1.90		0	1,500	1,500	露原一号橋、露原二号橋、露原三号橋、孫左エ門橋	岩瀬に接続	
岩瀬林道赤根沢支線	2,400	2	7	1	1.46		0	2,400	2,400	大孫左エ門橋、赤根沢橋	岩瀬に接続	
岩瀬林道繫沢支線	6,800	3	20	3	3.27		0	6,800	6,800	下町沢橋、待合橋、小白石橋	岩瀬に接続	
土柳沢	600	0	2	0	0.21		0	600	600		岩瀬に接続	
岩瀬林道内町支線	7,250	7	22	4	4.85		0	7,250	7,250	多々良沢橋、内町四号橋、内町五号橋、内町六号橋、内町七号橋、内町八号橋、白沢越橋	岩瀬に接続	
向繫沢	1,361	2	4	1	1.14		0	1,361	1,361	太郎橋、次郎橋	岩瀬に接続	
向内町	980	0	3	0	0.32		0	980	980		岩瀬に接続	
出戸広沢	510	0	2	0	0.20		0	510	510		岩瀬に接続	
夏越沢	1,100	0	3	1	0.37		0	1,100	1,100		岩瀬に接続	
板沢	7,500	0	23	4	2.62		3,600	7,500	11,100		岩瀬から	
岩瀬林道平戸内支線	5,100	3	15	3	2.74		2,300	5,100	7,400	平戸内一号橋、女沢橋、金山沢橋	板沢から	

令和7年度 国有林道施設点検管理業務（秋田県） 対象路線

署等	林道名	点検延長(m)	点検施設			点検時間	移動距離(m)				点検対象橋梁等	備考
			橋梁等	溝渠	その他		高速道路	一般道	林道	計		
	岩瀬林道平戸内支線小平戸内分線	300	0	1	0	0.10		0	300	300		岩瀬林道平戸内支線に接続
	黒滝沢	700	0	2	0	0.21		0	700	700		岩瀬林道平戸内支線に接続
	宗行沢	1,050	0	3	1	0.37		5,000	1,050	6,050		岩瀬林道平戸内支線から
	山田越	300	0	1	0	0.10		0	300	300		宗行沢に接続
	杉ノ沢	1,230	0	4	1	0.47		1,300	1,230	2,530		宗行沢から
	大倉沢	1,150	0	3	1	0.38		50	1,150	1,200		杉ノ沢から
	花岡越金山	1,000	0	3	1	0.37		600	1,000	1,600		大倉沢から
	花岡沢	3,180	1	10	2	1.48		8,700	3,180	11,880	花岡沢橋	花岡越金山から
	花岡沢林道日影沢支線	1,600	0	5	1	0.57		0	1,600	1,600		花岡沢に接続
	粕田沢	2,060	0	6	1	0.69		4,400	2,060	6,460		花岡沢から
	寺の沢(長木)	800	0	2	0	0.22		6,730	800	7,530		粕田沢から
	西の又(長木)	8,748	4	26	4	4.28		3,630	8,748	12,378	尻合沢橋、西ノ又橋、折敷仮戸橋、長沢橋	寺の沢(長木)から
	長沢(長木)	500	0	2	0	0.20		0	500	500		西の又(長木)に接続
	軽井沢	1,217	0	4	1	0.46		0	1,217	1,217		西の又(長木)に接続
	寄入沢	1,400	1	4	1	0.81		4,000	1,400	5,400	寄入橋	西の又(長木)から
	矢立	800	2	2	0	0.89		2,300	800	3,100	第2号橋、西の又沢橋	寄入沢から
	大湯沢	200	1	1	0	0.43		1,530	200	1,730	大湯橋	矢立から
	繁沢	500	0	2	0	0.20		2,430	500	2,930		大湯沢から
	中滝沢	3,200	0	10	2	1.15		11,400	3,200	14,600		繁沢から
	中の又	950	0	3	0	0.31		600	950	1,550		中滝沢から
	東の又(濁川)	500	0	2	0	0.20		0	500	500		中の又に接続
	太郎沢	1,910	0	6	1	0.68		0	1,910	1,910		中の又に接続
	深沢(小坂)	1,553	0	5	1	0.57		0	1,553	1,553		中の又に接続
	兎尻	5,082	1	15	3	2.07		5,600	5,082	10,682	兎尻橋	中の又から
	余路米沢	2,259	0	7	1	0.78		0	2,259	2,259		兎尻に接続
	雑魚沢	3,240	0	10	2	1.15		0	3,240	3,240		兎尻に接続
	西の又(濁川)	3,000	0	9	2	1.05		0	3,000	3,000		兎尻に接続
	新達部	5,086	0	15	3	1.74		2,100	5,086	7,186		兎尻から
	酒屋沢	2,310	0	7	1	0.79		0	2,310	2,310		新達部に接続
	鯉沢	1,220	0	4	1	0.46		14,600	1,220	15,820		新達部から
	支根刈	5,080	1	15	3	2.07		8,040	5,080	13,120	支根刈橋	鯉沢から
	長木沢	6,500	10	20	3	5.58		100	6,500	6,600	釜淵沢橋、堤見橋、空滝橋、青倉沢橋、皆倉橋、小焼戸橋、中滝橋、タケコブ橋、高橋、東又沢橋	支根刈から
	青倉沢	780	0	2	0	0.22		0	780	780		長木沢に接続
	赤沢(長木)	1,655	1	5	1	0.91		8,200	1,655	9,855	赤沢橋	長木沢から
	葛原	400	0	1	0	0.11		0	400	400		赤沢(長木)に接続
	黒沢	1,800	0	5	1	0.59		1,900	1,800	3,700		赤沢(長木)から
	滝ノ沢	400	0	1	0	0.11		10	400	410		黒沢から
	角掛沢	1,560	1	5	1	0.90		0	1,560	1,560	角掛沢橋	滝ノ沢に接続
	新沢	4,800	1	14	2	1.92		4,000	4,800	8,800	高森橋	滝ノ沢から
	小新沢	3,000	0	9	2	1.05		0	3,000	3,000		新沢に接続
	荷上場	2,008	0	6	1	0.68		0	2,008	2,008		新沢に接続
	小雪沢	2,000	0	6	1	0.68		2,500	2,000	4,500		新沢から
	小雪沢林道小雪沢支線	1,300	0	4	1	0.47		0	1,300	1,300		小雪沢に接続
	独沢	100	1	0	0	0.34		1,900	100	2,000	長木沢橋	小雪沢から
	大茂内	5,500	5	17	3	3.60		3,400	5,500	8,900	高橋、大沢橋、甚五郎沢橋、長乗沢橋、大茂内橋	独沢から
								1,500		1,500		
小計	123	294,837	97	888	149	133.44	0	272,680	236,647	509,327		
総計	123	294,837	97	888	149	133.44	0	272,680	236,647	509,327		